

田原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳児期の児童を養育する世帯（以下「乳児期世帯」という。）や家事、育児等に不安及び負担を抱える子育て世帯及び支援が必要な妊婦がいる世帯（以下「要支援世帯」という。）に対し、家事を支援する者が訪問し、家事等を支援すること（以下「訪問支援事業」という。）により、子どもの養育環境を整え、もって乳児期世帯及び要支援世帯の負担軽減や生活の安定を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 訪問支援事業の実施主体は田原市（以下「市」という。）とし、その一部を市長の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）及び市の指定する事業者（以下「指定事業者」という。）に委託することができるものとする。

(利用対象世帯)

第3条 訪問支援事業の利用の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、以下の児童又は妊婦が属する世帯とする。

対象世帯	要件
乳児期世帯	市内に住所を有し、1歳未満の乳児期の児童
要支援世帯	(1) 市内に住所を有し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童 (2) 市内に住所を有し、法第6条の3第5項に規定する要支援児童 (3) 市内に住所を有し、法第6条の3第5項に規定する特定妊婦 (4) その他市長が特に支援が必要と認めた児童

(利用クーポン)

第4条 市は前条に規定する乳児期世帯に対し、訪問支援事業を利用するための利用クーポン（以下「クーポン」という。）を交付するものとする。

(利用申請等)

第5条 訪問支援事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、次のいずれかに該当する方法で、登録事業者又は市長に、申込み又は申請するものとする。

- (1) 乳児期世帯 登録事業者が定める方法により申し込みを行うものとする。
- (2) 要支援世帯 田原市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）により、あらかじめ申請しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

2 市長は、前項第2号に規定する申請があったときは、その内容を審査し、訪問支援事業の利用の可否を決定し、及び訪問支援事業の利用に係る利用料の額を決定し、田原市子育て世帯訪問支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき利用を決定した場合、田原市子育て世帯訪問支援事業

利用依頼書（様式第3号。以下「利用依頼書」という。）を添えて、速やかに指定事業者に依頼するものとする。

（訪問支援事業の内容）

第6条 訪問支援事業の内容は、日常的に行う家事で次の各号に掲げるものとする。ただし、登録事業者が登録申請時に実施不可とした家事は除くものとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 衣類やタオル類の洗濯
- (3) 居住内の清掃、整理整頓
- (4) 生活用品の買い物
- (5) その他必要な家事支援

（訪問支援事業の利用回数等）

第7条 訪問支援事業の利用回数等については、以下のとおりとする。

利用対象世帯	区分	内容
乳児期世帯	利用回数	児童1人につき3回を上限
	利用日時	登録事業者が定める日時の範囲内
	利用時間	1回2時間以上で登録事業者が定める時間
	利用場所	利用者の居所
	利用のキャンセル	利用をキャンセルする場合、原則として、登録事業者の3営業日前までに登録事業者に対して連絡すること。ただし、登録事業者が認める場合はこれに限らない。
要支援世帯	利用期間	訪問支援事業の利用を開始した日から当該年度の属する年度の末日までの間の6月以内で、市長が認める期間（以下「利用期間」という。）。ただし、利用期間の延長が必要と認める場合は、利用期間の延長が可能
	利用頻度	原則週1回。ただし、市長が必要と認める場合は、週2回以上とすることが可能
	利用日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までは除く。
	利用時間	午前9時から午後5時までの間で、15分単位で2時間以内とし、1日1回まで。
	利用のキャンセル	利用をキャンセルする場合、原則として、指定事業者の3営業日前までに指定事業者に対して連絡すること。ただし、指定事業者が認める場合はこれに限らない。

（利用料）

第8条 訪問支援事業の利用料及び支払方法については、以下のとおりとする。

利用対象世帯	利用料		支払方法
乳児期世帯	500円/回(枚)		登録事業者にクーポンを提出し、利用料を支払う
要支援世帯	生活保護世帯	0円/時間	指定事業者の指示する方法で利用料を支払う
	市民税非課税世帯		
	市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯		
	上記以外の世帯	300円/時間	

(利用期限)

第9条 乳児期世帯の利用期限は、クーポンの交付を受けたときから、対象となる児童の1歳の誕生日の前日までとする。

2 要支援世帯の利用期限は、対象となる妊婦が出産するまで又は児童が18歳になる年度末までとする。

(利用期間の延長)

第10条 第5条第2項の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が利用期間の延長を希望する場合は、田原市子育て世帯訪問支援事業利用期間延長申請書(様式第4号)により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用期間の延長の可否を決定し、田原市子育て世帯訪問支援事業利用延長決定(却下)通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき利用を決定した場合、利用依頼書を添えて、速やかに指定事業者へ依頼するものとする。

(利用の中止)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、訪問支援事業の利用を中止することができる。

- (1) 訪問支援事業の対象となる世帯が、第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) やむを得ない事由により、訪問支援事業を実施することが困難と認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(費用徴収)

第12条 登録事業者及び指定事業者は、市長と協議の上、訪問支援事業の利用者から利用料を直接徴収することができるものとする。

2 登録事業者及び指定事業者は、前項の規定により利用料を徴収するときは、次条に定める委託料の請求時に徴収金額を市に報告するものとする。

(事業実施報告等)

第13条 第2条に規定する委託を受けた登録事業者及び指定事業者は、田原市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第6号。乳児期世帯は除く。）及び田原市子育て世帯訪問支援事業請求書（様式第7号）を作成し、事業を実施した月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（委託料）

第14条 市が登録事業者及び指定事業者に対して支払う委託料は、委託契約に定める単価に基づき積算した総額から第12条の規定により直接徴収した額を控除した金額とする。

（事故及び損害の責任）

第15条 登録事業者又は指定事業者は、訪問支援事業の実施により生じた事故及び損害については、市に故意又は重過失のない限り、登録事業者又は指定事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 登録事業者及び指定事業者は、前項の事実について、書面により速やかに市へ報告しなければならない。

（個人情報保護及び守秘義務）

第16条 この事業に従事する者は、知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職に従事しなくなった後においても同様とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、第3条（要支援世帯を除く。）及び第9条第1項の規定に関わらず、令和5年4月2日から令和6年3月31日までに出生した児童が属する世帯は、令和7年3月31日まで訪問支援事業を利用できるものとする。